

〔第 17 章〕 法科大学院

1 大学院研究科の使命及び目的・教育目標

A 群：大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

B 群：大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

本研究科(法科大学院)は、本学の建学の理念に基づき、「民衆のための法学」の視座に立って「平和」と「人権」の価値を具体化していく法曹の養成を使命として、2004年4月に開設した。

具体的には、次のような法曹の養成を目指している。

- (1) 生活者の側に立つ人間性豊かな法曹
- (2) 人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹
- (3) 国際競争力を備えたビジネス・ロイヤー

この目的を遂行するために、少人数による密度の濃い教育を施し、理論と実務の架橋を図っている。

本研究科は、2006年3月に初めての修了者14名(既習)を輩出したばかりで、具体的には評価しにくい面もあるが、本研究科が掲げる理念・教育目標とそれに対する人材養成等の目的は、文部科学省に設置申請をして認可される過程の中で評価されたと考えられるし、適切に設定されていると判断している。

2006年9月の第1回新司法試験合格発表では本研究科から8名が合格した(修了者14名受験)。法科大学院別合格者数で第26位(私大15位)、同合格率(57.1%)で第14位(私大5位)という結果だった。特に合格率は、平均合格率の48.3%を上回っており、法曹養成機関としての使命と役割を担うに足ることをひとまず示したといえる。

2 学生の受け入れ

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A 群：大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜の適切性

学生募集の主な方法は、パンフレットの配布、ホームページでの案内、オープンキャンパスにおける相談窓口の設置、学内並びに主要都市での入試説明会の開催などである。このほか新聞・雑誌を通じての広告、宣伝を行っている。

1学年の入学定員は50名である。

2004年度及び2005年度の入学試験においては、法学既修者と法学未修者の定員枠は特に設定せず、合格者の内から2年の短縮コースを希望する者について法律科目試験(本学法科大学院ではこれを「法学既修者認定試験」とした。)を行い、2年の短縮コースへの入学を認めるいわゆる内部振分方式を採用した。

2006年度は、「法学未修者入学試験」と「法学既修者入学試験」を個別に行う、いわゆる別口入試方式を採用し、入学定員は、それぞれ35名程度、15名程度とした。これに加えて、2006年度入試においては、より多方面から多彩な学生を募集するために過去2回の試験を踏まえ、次の諸点において、従来の方式を変更した。

- ① 法科大学院適性試験の複数採用

大学入試センターが行う法科大学院適性試験または日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験のいずれかの成績結果の提出を求め、後者のスコアについては日弁連法務研究財団が作成した対応表により換算する。

② 年2回の入学試験の実施

入学試験を、A日程試験（2005年9月実施）とB日程試験（2006年2月実施）の2回行い、A日程試験では、法学既修者入学試験と法学未修者入学試験を、B日程試験では、法学既修者入学試験のみを実施した。

入学者選抜の方法は次のとおりである。

（1）法学未修者入学試験

書類審査と集合試験との2段階とし、第1次入学者選抜の書類審査で募集人員の3倍程度を選抜し、その後、第2次入学者選抜では筆記試験と面接試験の集合試験を行い、募集人員の35名を目処に合格者を決定する。

①書類審査（第1次選抜）について

a. 出願書類

- ・ 法科大学院適性試験結果
- ・ 大学の学業成績表（GPA評価があるところはその記載を求める）
- ・ 志願者報告書（志望動機、自己評価、学業以外の活動実績）
- ・ 社会的活動報告書（社会人）
- ・ その他の証明書類（国家試験等の合格証もしくは成績証明書、英検、TOEFL、TOEICスコア〔過去2年以内の証明書〕など）

b. 選抜

公平性を旨とし、上記出願書類を点数化したうえ、総合的に評価し選抜する。

②集合試験（第2次選抜）について

第1次選抜合格者に対し、集合試験として小論文試験及び面接試験を行い、第1次選抜の結果と第2次選抜の結果を総合的に判断する。

a. 小論文試験について

読解力・分析能力・論理的思考力・文章力を試す試験として小論文試験を行う。

複数の採点員で採点し、採点の公正を期す。

b. 面接試験について

複数の面接員による面接試験を行う。

c. 合格者の選考について

小論文試験と面接試験及び第1次選抜試験の結果を総合して合格者を決定する。

（2）法学既修者入学試験

第1次選抜については、法学未修者入学試験とほぼ同様の方法により選抜し、合格者に対し法律科目試験と面接試験を課し、これらの成績・評価に第1次選抜の際の諸要素を加味し、一定基準を満たした者を最終合格者とした。

成績優秀者等に対する学内推薦制度や飛び入学は採用していない。

（門戸開放）

A群：他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

法科大学院の入学試験は、公平性、開放性を旨として実施している。本学では、受験者に占める他大学出身者の割合は、2004年度入学試験で57.9%、2005年度では50%、2006年度は47.2%であった。同じく2004年度から2006年度までの第2次合格者における他大学出身者の比率は、55.5%、52.0%、47.0%であった。ちなみに実際の入学者における他大学出身者の割合は46.7%、52.0%、41.2%となっている。

他大学出身者に対し、門戸を開いていると評価できる。

（社会人の受け入れ）

B群：社会人学生の受け入れ状況

社会人のみを対象とした入学試験、いわゆる「社会人入試」は行っていない。しかし、2004年度の入学者60名のうち、就職経験を持つ「社会人」は20名いる。2005年度入学者では50名のうち、18名が社会人である。2006年度においては、未修者コース合格者50名のうち6名が社会人、既修者コース合格者10名のうち社会人は3名であった。

入学試験の第1次選抜（書類選考）において、適性試験の点数や大学の成績に加えて、社会的な実績・資格を評価することになっている。この第1次選抜の持ち点は、最終的にも総合評価の一部として組み入れられる。このことは、大学を出てさまざまな分野で活躍している社会人を受け入れるための方途として有効に作用している。

（定員管理）

A群：収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

本研究科の入学定員は50名であり、収容定員は150名である。

2004年度は収容定員50名に対し、60名が入学した。2005年度は収容定員100名に対して109名が在籍した。収容定員に対する在籍学生数の比率は、2004年度は1.20倍、2005年度は1.09倍である。2006年度は、2004年度入学者のうち2年短縮コースの14名が前年度末に修了し、さらに2名が退学したが、それに対し51名が入学したので、在籍学生数は144名となり、収容定員150名に対する比率は、0.96倍になった。

また、受験生総数は、2004年度入学試験では464名、2005年度入学試験は190名であった。2004年度の定員に対する志願倍率は9.28倍、実質倍率は6.44倍。2005年度は志願倍率3.80倍、実質倍率3.01倍であった。2006年度は、既修者入学試験と未修者入学試験を別々に実施し、また既修者入学試験は2回行うなど、入学者募集方法が前年度までとは大きく変わった。既修者入学試験2回と未修者入学試験1回の受験者数を単純に合計すると246名で入学定員50名に対する志願倍率は4.92倍、併願者数及び未修者入学試験合格者でB日程既修者入学試験受験者の人数を引いた実質志願者数は205名。志願倍率は4.10倍になる。

収容定員に対する在籍学生数の比率並びに受験生の数、いずれにおいても順調な数値を示している。

2004年度は合格者に対する入学者の割合が83.3%と高かったので、2005年度はその点を考慮してあらかじめ合格者を少なめにし、入学者が定員を充足しないときは不合格者の成績順に補欠合格させるという方式に変更した。これにより2005年度の入学者数は定員と同数になった。2006年度も同様の考え方で臨み、51名の入学者数を確保した。

志願者数は2004年度の464名から2005年度は190名に減少した。2006年度の志願者数は205名で定員の4倍程度と前年度とほぼ同じような数値になっているので、ほぼこのレベルで落ち着いてくるのではないかと考えている。

3 教員組織

（教員組織）

A群：大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本研究科が養成を目指す法曹は、前述のとおりであるが、この目的を遂行するために、少人数教育の推進並びに理論と実務の架橋を図ることを自らの課題としている。

これに対して、2006年度における教員組織は次のとおりとなっている。

- ・ 専任教員数 20名（実務家教員 12名） *法学部専任教員4名含む（経過措置）
- ・ 兼任教員数 8名
- ・ 兼任教員数 10名（実務家教員 7名）

専門職大学院設置基準に基づく必要な専任教員数は12名であるが、2006年度における本学の専任教員数は20名であり、十分な教員数を擁している。また、専任教員1名あたりの学生数は7.2名であり、きめ細かな個別指導を行う陣容といえる。加えて、法律基本科目には専任教員が1名以上配置されており、教員構成においても適切である。

さらに、兼任教員を含めた教員総数38名中19名が実務家教員であり、法曹養成を目的とし理論と実務とを架橋する法科大学院の教育理念の推進においても十分な陣容である。

ただし、専任教員の年齢構成がやや高めであり、新たな教員採用に際しては十分に考慮する必要がある。

（研究者教員と実務家教員との連携）

実務と理論を架橋した高度な法学専門教育を実現するためには、授業内容の研究とその改善について、研究者教員と実務家教員との協同作業を組織的に行う必要がある。

このため、研究者教員、実務家教員の両者によって、公法部会、民事法部会、刑事法部会等の部会を編成し、カリキュラム、各科目間の分担と連携等について検討を重ねている。

とくに、第3セメスター以降の法律基本科目及び実務基礎科目においては、一つの科目を複数の教員が担当し、同一の内容で授業を行うため、各「部会」における研究者・実務家という枠や世代の違いを超えた議論を協働の推進力とし、それぞれの知見を共有の財産とする長期的な取り組みを行っている。

（研究支援職員）

B群：研究支援職員の充実度／「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

研究支援職員は配置していないため、該当事項なし。

（教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

A群：大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

専任教員の募集・任免等については、「創価大学教員の任用手続に関する規程」「同大学

院教員の選任手続に関する内規」など、本学の学部及び他の研究科の基準・手続等に準じて行っている。実務家教員における実務能力については、研究者教員の研究実績に替わるものとして、取り扱った事件、内容等の報告を求め、審査している。

開設して2年が経過したが、教員配置は設置認可の際文部科学省へ申請したとおりにほぼ行われている。ただこの間に、2004年度に専任教員1名がやむを得ない理由で退職したことに伴い、年次計画変更書を文部科学省に提出し、教員審査を求め可の判定を得て、派遣検察官1名を任用した。また2006年度には同様の手続を経て、みなし専任教員として2名を新たに任用した。

教員の人事は、本研究科にとって最も重要な事項の一つと位置付けているので、今後も慎重に取り組んでまいりたい。

（教育・研究活動の評価）

B群：教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

全学 86 頁を参照。

（大学院と他の教育研究組織・機関等との関係）

B群：学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

2006年度において、法学部専任教員でかつ法科大学院の専任教員として算入（2013年度までの特例措置。「専門職大学院設置基準」附則。）している教員が4名いるほか、法学部や研究所等の専任教員で法科大学院の授業を担当している教員は8名いる。逆に法科大学院の専任教員で法学部または法学研究科の授業を担当している教員は5名いる。法学部等との人的な交流は、有効に機能しており、特に法学部との人的な交流は、研究面における充実という観点から必要不可欠であるので、今後もさらに連携を深めていきたい。

4 研究活動と研究環境

（1）研究活動

（研究活動）

A群：論文等研究成果の発表状況

論文等の研究成果の発表も法科大学院にとってきわめて重要なことであるという認識をお互いに共有しつつも、一部の教員を除いて、ほとんどの教員（とりわけ実務家教員）は、実際のところ研究まで手が回らない状況である。それは、授業並びに授業のための資料作成、教育方法についての検討・研究、レポートや起案に対する添削・講評等、教育のために殆どの時間を割かなければならないからである。

研究と教育は密接な関係があるので、上記状態は必ずしも好ましいものではない。しかし、学部や一般の研究科と異なり、教育に重点がおかれることはやむを得ない面がある。

法科大学院の教育が軌道に乗り、教育のための資料や方法がある程度蓄積されてくれば、時間的余裕が生じ、研究に時間を振り向けることは可能になると考える。

（教育研究組織単位間の研究上の連携）

A群：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

2004年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、本学が応募した「法科大学院における要件事実教育の充実と発展」のテーマが採択された。この採択に伴い、本法科大学院附置の研究所として「法科大学院要件事実教育研究所」を設立した。この研究所を拠点として、全国の法科大学院と共同して、法科大学院における要件事実教育に関する研究に精力的に取り組んでいる。その具体的な活動については、研究所195頁を参照されたい。

（２） 研究環境

（経常的な研究条件の整備）

A群：個人研究費、研究旅費の額の適切性／教員個室等の教員研究室の整備状況

：教員の研究時間を確保させる方途の適切性

現状については全学94頁を参照のこと。

本研究科として、個人研究費、研究旅費の額は適切と考える。教員研究室、共同研究室の整備もされていて問題はない。法科大学院が軌道に乗るに従い、教員の研究時間が確保できるよう努める必要がある。

B群：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性 該当事項なし。

5 施設・設備等

（１）施設・設備

A群：大学院研究科の教育研究目的を実現させるための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群：大学院専用の施設・設備の整備状況

本学は、本部棟の一部を法科大学院専用施設として使用している。また、本部棟と道路を隔てた「学修館」に、法科大学院の自習室・図書室を備えている。

個々の施設の概要は次のとおりである。

① 講義室・演習室・模擬法廷教室について

授業は、本学本部棟の各教室で行っている。本部棟1階の4教室（514.0㎡）は法科大学院専用の教室とし、本部棟2階及び3階の13教室（1,355.9㎡）は、全学部と共用する。このうち1階には、模擬法廷教室とパソコン教室各1室が置かれている。また、3階にはパソコン演習室1室がある。さらに本部棟8階に法科大学院専用の2つの演習室（各24.1㎡）を置く。共用を含めた19教室のうち9教室は、双方向、多方向の授業を可能にするため、可動の机・椅子になっている。

② 図書室について

図書室（508.85㎡）は、「学修館」1階にあり、図書収容能力は2万冊を有する。室内には、20席分の閲覧用机、椅子のほか、図書・判例等の資料検索用パソコンを5台置き、学生の利用の便に供する。また、AVブースを1台置き、視聴覚教材の閲覧ができる。判例データベースなどの電子媒体の充実も図られている。図書室は24時間いつでも利用できるようになっている。

③ 学生自習室について

学生自習室は、学生の学習時間にロスが生じないように、図書室と同一建物である「学

修館」内3・4階のフロアにある。そこに、合計150名分の学習機と椅子が置かれ、在学生全員に専用の自習スペースが割り当てられている。また、150名分のロッカーも設置されている。

自習室には、無線LANの装置を設備し、教室や図書室と同じ情報環境を提供する。学修館は24時間開放している。

④ 教員研究室について

本部棟内に専任教員全員の教員研究室が設置されている。広さは1室24㎡。いずれも、教員の研究のほか、教員と学生の人間的な触れ合いの場として、学生相談やオフィスアワーにも利用されている。

⑤ 共同研究室について

共同研究室は本部棟9階にあり、64.96㎡の広さである。隣室には44.26㎡の教材作成室がある。

⑥ 合議室について

本部棟9階には、共同研究室、教材作成室とともに授業方法を検討したり、授業改善の方策を検討しあう合議室が大（52.4㎡）・小（35.7㎡）それぞれ1室設置されている。

⑦ 事務室について

法科大学院の事務を円滑に処理するために本部棟8階に事務室（84.85㎡）が置かれている。

⑧ 法科大学院学生寮

本学構内に個室タイプの法科大学院学生寮「桂冠寮」がある。収容人数は男女合わせて53名。個室の広さは、約10㎡である。また構外にアパートタイプの「正義寮」と「創英寮」がある。「正義寮」は収容人数が20名で男子のみの寮となっている。「創英寮」は男子15名、女子8名、合計23名が入寮できる。学生寮については、希望者はほぼ入寮でき、いずれも、学内LANが設備されている。

上記のように、教室、図書室関係については、現在のところあまり問題はない。学生が学習に専念できる環境を整えており、学生の満足度も高い。ただ今後、修了者で学習を継続したい者が増えてきた場合、自習室の席数が不足することも予想される。

修了者用の自習室の席数については、構内に新たな施設を建設することなどを含め、検討中である。

（維持・管理体制）

A群：施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

全学109頁を参照のこと。

（2）情報インフラ

B群：学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

：国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

本学の中央図書館の分館として、「学修館」に法科大学院図書室が設置されているが、学術資料の記録・保管や他大学等との学術情報・資料の相互利用に関しては中央図書館で対

応している。法科大学院図書室が中央図書館のコントロールの元、トータルに管理されていることで、利用しやすくなっている。

6 社会貢献

（社会への貢献）

B群：研究成果の社会への還元状況

前記「法科大学院要件事実教育研究所」の活動は、全国の法科大学院における要件事実教育に多大な貢献をし、法科大学院の教育の充実・発展に大変寄与している。

7 学生生活への配慮

（学生への経済的支援）

A群：奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学は、学生が勉学に専念できるように奨学金を充実させている。日本学生支援機構による奨学金の他、本学独自の給付奨学金並びに貸与奨学金を設けている（全学 135 頁参照）。

本法科大学院の給付奨学金としては、「創価大学法科大学院給付奨学金A」、「創価大学法科大学院給付奨学金B」、「創価大学法曹会奨学金」、「創価大学創友会法科大学院スカラシップ」及び「牧口記念教育基金会奨学金」がある。これらの奨学金受給者を合計すると、入学定員の7割が何らかの給付奨学金が受けられることになる。詳細は次のとおりである。

	名称	種類	金額	期間	対象	選考基準
①	創価大学給付奨学金A	給付	1,000,000(年額)	毎年	5名	入学試験の成績優秀者
②	創価大学給付奨学金B	給付	300,000(半期)	継続可	5名	学期の成績優秀者 但し、①の学生は除く
③	創価大学法曹会奨学金	給付	300,000(年額)	毎年	10名	人物、学業成績、経済面
④	創価大学創友会 法科大学院スカラシップ	給付	300,000(年額)	毎年	10名	人物、学業成績 但し、①③の学生は除く
⑤	牧口記念教育基金会 法科大学院奨学金	給付	500,000(年額)	入学時 のみ	10名	人物、学業成績、経済面 但し、①③④の学生は除く

また「創価大学法科大学院貸与奨学金」は月額14万円を最高額として、希望者全員に希望額を貸与する制度となっている。

種類	貸与月額	貸与期間	返還利子	対象
創価大学法科大学院 貸与奨学金	5万(年額60万)・ 6万(年額72万)・ 10万(年額120万)・ 14万(年額168万)の中から 選択	修業年限	利率上限3% (※)	全員

なお、2007年度から、修業年限で修了できなかった学生の学費を履修単位に応じて減免する制度を実施することが決まっている。すなわち、留年生の授業料は次のとおりとなる。

- ① 1セメスターにつき履修申請単位4単位までの者：10万円／セメスター
- ② 1セメスターにつき履修申請単位5～10単位の者：25万円／セメスター
- ③ 1セメスターにつき履修申請単位11単位以上の者：50万円／セメスター

また、この場合、年間20万円の施設設備費は半額（5万円／セメスター）とすることになった。

これらの奨学金制度や履修単位に応じた授業料制度は、学生にとって、大きな支えになるとともに励みになっている。

（生活相談等）

A群：学生の心身の健康維持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

全学的に「学生相談室」や「保健センター」が置かれており、法科大学院生も利用することができる（詳細は全学137頁参照）。

また、法科大学院に学生委員会を設置し、各委員をもって学生生活を指導する一方で、アカデミックアドバイザー制度を設けている。これは、新入生10名程度を1組とし、各組を専任教員が2名ずつペアで担当して、定期的に個人面談を行うなど、教員が学生の生活面を含む多角的な相談・指導にあたる制度である。

また、入学時に集中的に行われているオリエンテーションや学期中のオフィスアワーなどによる学習指導とともに、学習支援システムや電子メールの活用により学生と密接なコンタクトを維持し、学生の理解を深めるようにしている。

学生委員会委員による学生生活の指導のほか、アカデミックアドバイザー制度やオフィスアワーも有効に機能している。

法科大学院生は、司法試験に合格しなければならないという精神的な抑圧を受け、そのうえ学習時間の確保及び成績の向上を常に求められる立場に置かれるので、さらに精神面におけるサポート体制の充実を図りたい。

A群：ハラスメント防止のための措置の適切性

全学139～140頁参照のこと。法科大学院においても、全学の体制に歩調を合わせて、意識啓発を図るなど各種ハラスメントに対する防止に努めるとともに、相談窓口、相談員の充実を期している点は評価できる。

（就職指導等）

A群：学生の進路選択に関わる指導の適切性

法科大学院という専門職大学院の性格上、進路については一定の方向性を持った学生が集ってくるので、大きな意味での進路選択に関わる指導の必要性はない。

そのため特別に相談窓口を設けて相談に応じているということはないが、オフィスアワーやアカデミックアドバイザーの面談等を通じての主として実務家教員との触れ合いの中で、進路についての相談があり、指導がなされている。

法曹になる以外の進路を学生自身が希望することがあれば、キャリアセンター等の協力

が必要になるが、現状においてはそういったことはほとんどないので、このままでよいと思われる。

8 管理運営

（大学院の管理運営体制）

A群：大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

法科大学院のカリキュラムをはじめ教育に関する事項、教員人事に関する事項などを審議決定する機関として、法務研究科委員会が置かれている。

法務研究科委員会の構成は、研究科長を議長とし、法科大学院専任教員（教授、助教授、講師）を構成員とする。2006年度では、教授16名、助教授1名、合計17名で構成され、ほぼ月1回のペースで開催されている。

また同委員会には、個別の事項を審議するため、次の委員会が置かれている。すなわち、教務委員会、入試委員会、人事委員会、学生委員会、成績評価委員会、1年次講義運営委員会、FD・自己点検委員会、図書選定委員会、ロージャーナル委員会、新司法試験対策委員会及び入学準備委員会である。

専任教員20名のうち4名が法学部の専任教員でもあり、また1名は派遣検察官のみなし専任教員、2名は現役弁護士のみなし専任教員である。法科大学院の専任は13名になるが、研究科委員会のほか教務委員会や入試委員会などの各種委員会が多数あるので、1名の専任教員が複数の委員会に所属するとともにそれぞれの委員会が負うべき責任を重ねて担っている。このため、ややもすると、教員によっては過重な負担となっている。

法科大学院は少数の専任教員で運営しなければならないので、上記の問題点はやむをえない面もあるが、それぞれの委員会において運営の効率化を図るとともに、専任教員の負担をできるだけ均等化していくことが求められる。

B群：大学院の審議機関（大学院研究科委員会）と学部教授会との間の相互関係の適切性 ：大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

前述のとおり審議機関として、法務研究科委員会が置かれている。同委員会は、既存の創価大学大学院及びその管理運営機関である大学院委員会から独立している。当然、学部教授会との関係においても独立性を保っている。これらについては支障がない。

研究科長の選任手続は、「学校法人創価大学人事手続規則」第3条にあるとおり、理事会が選考し、研究科委員会に諮り、理事会が任免することになっており、今のところ問題はない。

9 事務組織

B群：大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

法科大学院をはじめ他の研究科、また法学部など全学部・研究所、さらには創価女子短期大学がさらに充実した教育機関として、将来的にも発展を成し遂げていくために、本学では、理事会の下に「創価大学21世紀委員会」が置かれている。そこで、大学の将来計画や教育ビジョンの策定などを検討し、その結果が学内の教職員及び学生並びに学外に発信される。

法科大学院の充実と将来発展にかかる企画・立案は、法務研究科委員会及び法科大学院事務室から、理事会または「創価大学 21 世紀委員会」に提案されることになる。

一方で、法務研究科委員会が果たすべき機能・役割を考えると教職員数は必ずしも多くないため、日常の業務に追われ、企画・立案の機能を十分に果たせなくなることが危惧される。この課題に対処するため、業務の合理化、効率化を一層図っていききたい。

**B 群：大学院に関わる予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
：大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況**

法科大学院の予算は、研究科長等の意見を踏まえて法科大学院事務室が編成している。大学当局との折衝も法科大学院事務室が行っている。

法科大学院の運営は、特に経営面から見ると、教員構成や施設の整備などにより、常に厳しい舵取りを迫られているとあってよい。このため学費を上げてそれに対応していくか、あるいは学費の値上げを抑えながらもどこからか捻出して教育環境の質を上げていくことが求められている。

法科大学院の収支バランスをとることは厳しい課題であるが、教員・職員・学生・理事会及び保護者や修了生等の理解と協力を仰ぎつつ、教育の成果を結実させていきたい。

10 自己点検・評価

（自己点検・評価）

**A 群：自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
：自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性**

（自己点検・評価に対する学外者による検証）

B 群：自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

11 情報公開・説明責任

（自己点検・評価）

A 群：自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

これら 10、11 の点検・評価項目については全学 173 頁、181 頁参照のこと。

